

第五編 音韻の二重性格

前に「音韻變化の進行過程」の中で既に述べたことであるが、ここに再び考へて見たいことは、同一時代の同一言語社會に於ける音韻狀態の等質性の程度である。一體、われわれが自分の言葉を相手に理解してもらへるといふことは、即ち、相手も亦自分のと同じやうな音韻觀念を頭の中に持つて居り、現實的にはさまざまの形で現れてゐる音聲を通じて、それが如何なる音韻觀念の實現であるかを把握し得ることを豫想してゐる。即ち、音韻狀態の等質性は、或程度までは必然的に要求される。併しながら、個人々々の頭の中に音韻觀念を成立せしめた過去の經驗は、嚴密に言へば必ずしも全く相等しいといふわけではなく、従つて、各人の持つ音韻觀念相互の間には、或程度の個人差が生じてゐる筈である。例へば、その時代に於て社會一般の上に現れてゐる發音上の新傾向は、外來の印象を既得の音韻觀念に同化して聽く成人の音韻狀態よりは、外來の印象のみから全く新しく音韻觀念を獲得する小兒の音韻狀態の上に、一層容易に影響するものと考へられる。それ故、同時代の人々の中でも、老人の音韻狀態と、若い人の音韻狀態とは、稍違ふ筈である。就中、音韻狀態の過渡期に於ては、親はもとの通り甲乙兩音韻を區別しておぼえてゐるけれど、子供はそれらに相當する所にただ一種の音韻をしか持つてゐない。或は、子は甲乙兩音韻を區別しておぼえてゐるけれど、親はもとの通りそれらに相當する所にただ一種の音韻をしか持つてゐない、といふ風な時代が有るわけである。即ち、同一時代の同一言語社會に於ける音韻狀態と雖も、嚴密に等質的なものではなく、多少のむらが有るわけである。

勿論、相互に意思を理解しあふ機關としての使命を持つ同一言語の音韻である以上は、元來個人によつて相違すべきものではなく、その言語を用

あるすべての人に共通なるべく要求されてゐるものである。さればこそ、個人によつて音韻状態に多少の差異が認められる場合には、それらの中いづれが正しくいづれが訛であるかといふ問題が起るのである。併し、かくの如き問題が實際起るといふことは、即ち、音韻状態がすべての人を通じて同一なるべく要求されてゐながら、事實に於て必ずしも同一でないといふことを示すものである。

かやうに、同一言語社會に屬する各人の頭に在る音韻状態は、互に同一なるべく要求されてゐながら、現實には完全に同一なものではない。この事實を、私は「音韻の二重性格」と呼び、かかる要求と現實との矛盾を、種々の方面から考察して見たいと思ふのである。

例へば、同一言語社會に屬する人々の中でも《t》を alveolar の形で、記憶してゐる人もあらうし、postdental の形で記憶してゐる人もあらう。《r》を純破裂音的な形で記憶してゐる人もあらうし、側音的要素の勝つた形で記憶してゐる人もあらう。それでも相互の理解には何ら差しつかへ無く、實用上、alveolar 《t》は postdental 《t》と同一音韻として認められ、破裂音的《r》は側音的《r》と同一音韻として認められ、それで結構用を辨じてゐるのである。

然らば、alveolar 《t》と postdental 《t》、破裂音的《r》と側音的《r》は、何故互に同價值と認められるのであらうか。私の考へる所では、その根據は二つ有る。即ち、「聽覺上の類似」と「機能上的一致」とがこれである。現代の音韻思想の主要潮流は、音韻の本質を専らその機能に求めようとするのであるが、これは從來の音聲學的立場に對して自己の立場を區別するための、言はば反動的な議論であつて、實際の音韻意識の上では、聽覺内容(音韻の屬性としての)の方面も亦決して輕視せられてはゐない。

ところで、この「聽覺上の類似」といふことには、いろいろの程度がある。例へば、自分が alveolar 《t》を用ゐてゐるのに、相手は postdental

《t》を用ゐる、といふ程度のものならば、相互の聴覺的差異は極めて輕微なものであつて、通常は全く意識されない。故に、談話の當事者は、お互に、相手も自分と全く同じ音韻を用ゐてゐるもののやうに感じてゐる。(兩當事者が頭に持つてゐる音韻觀念の内容は、實は正確に相一致してはゐないにも拘らず。)

かつて東大の言語學談話會の席上で、言語の標準といふことが問題になつた時、故藤岡先生は仰せられた。「大抵の人は、自分の言葉を標準語だと思つてゐる。フ・ネティックスの方などでは殊にさうだ。」と。まことに味ふべき御言葉である。例へば、同じ東京出身の學者の中でも、甲氏は幼い時から《t》を alveolar の形で記憶し、乙氏は幼い時から《t》を postdental の形で記憶してゐる。併し、兩者の差異は輕微であつて、談話の間には全く氣付かれない程度である。さて、乙氏に據れば「標準語の t を發音する際には、舌尖が輕く前齒に觸れる。」といふ。然るに、甲氏は之に反對して曰く、「乙氏の説は誤である。標準語の t を發音する際には、舌尖は前齒には觸れない。」と。何故なら、甲氏は、乙氏の發音も自分のと變りはないと思ひ込んでゐるのであるから。

この場合、特に alveolar でもなく postdental でもない抽象的な t の觀念などといふものは、何人の頭にも存在しない。甲氏は、乙氏の postdental 《t》の發音を、自分の頭に在る alveolar 《t》の觀念に同化して聽くのであるし、乙氏は、甲氏の alveolar 《t》の發音を、自分の頭に在る postdental 《t》の觀念に同化して聽くのである。

併し、音韻狀態の個人的差異も、或程度を超えれば、談話の當事者相互の間に意識されるやうになる。例へば、九州の或地方では、老人は《ʒ》と《dʒ》とを相異なる音韻として區別してゐるが、若い者はその區別を知らない。同じ東京の人でも、ヒの頭音に《h》を用ゐる人と《ɦ》を用ゐる人とがある。又 相異なる地方の人々が數人集つて共通語で談話を交す際、

その中の或人々は文節の頭の〔g〕と文節内部の〔ŋ〕とを使ひ分け、或人は到る處區別無く〔g〕をのみ用ゐてゐる、といふ風な場合がある。かやうな場合、フランスやドイツの社會ならば、恐らく、舌尖的〔r〕^(註1)の使用者と懸壅垂的〔R〕の使用者ととの對立が、その中に認められることであらう。その際、音韻狀態の差異を自覺する人相互の間では、たとひ言語の理解に支障は無くとも、相手の發音が自分の音韻意識にしつくりと同化せず、何となく不満を覺え、そこに言語感情の阻隔とも言ふべきものを感じるのである。

勿論、その不満といふものの中にも、ただ何となく變だといふ程度のももあり、又、差異として明瞭に自覺されるものもある。併し、たとひ臆げなりとも、既に差異として感ぜられる以上、そこには、いづれが正しい形であるかといふことを決するための規範が、必然的に要求される。何故なら、既に同一言語社會の音韻たる以上、當然萬人に對して同一のものたることが要求されるからである。

その際規範と認められるものが、自己の言語であるか、相手の言語であるか、第三者の言語であるか、それとも漠然と腦裡に描かれた或理想的な音韻狀態であるかは、場合によつて違ふ。抑、人は元來自己中心的な傾向を持つものであつて、他人の發音を聽いても、自分の音韻狀態にしつくり同化するものは愉快に感ぜられるが、自分の音韻狀態によく同化しないものは不愉快であり、不正なものと感ぜられるのが普通である。併しながら、發音を通じて把握される他人の音韻狀態に、何となく自分のより優れたもの、望ましいものを感じることが皆無ではない。その音色なり機能なりの點で、音韻狀態そのものに優良性を認めることもあらう。又、その音韻を使用する人が自分より地位や教養の高い人であるため、その用ゐる音韻までが何となく高尚なものやうに感ぜられることもあらう。かくて、既に他人の音韻狀態に自分のより以上に望ましいものを感じ、言語の規範を自

己固有のもの以外に於て感ずることは、即ち自己の音韻状態の崩壊を促す第一歩である。人は、その規範と信ずる所の音韻状態を、自覺的に模倣し、又は無自覺的に之に感化されて行くのである。

フランスの Beauharnais 家^(註 2)の人々は créole 訛によつて r を發音しなかつたので、督政官 (Directoire) 時代の貴族社會には之を學んで r を發音^(註 3)しないことが流行したといふ。但し、この r の突發的消失は、當時のパリの民衆全體の支持を得たわけではなかつたので、廣く流布するには至らず、やがてその習慣も全く滅びてしまった。かやうな自覺的模倣に對しては、また自覺的反對者も現れ得る道理である。殊に、この場合、一部人士の憧憬の的となつた Beauharnais 家の社會的勢力は、長くは續かなかつた。然るに、その憧憬の的たる勢力が、田舎の社會に對する都會の文化的勢力の如く、非常に強大且永續的なものである場合には、自覺的模倣又は無自覺的感化を通じて後者が前者に與へ得る影響は、甚だ大きなものである。

所謂共通語 (Gemeinsprache) は、その發生の事情は國々によつて違ふが、兎に角、政治的又は文化的に優越せる一方言から起つて、全國的の通用語となつたものである。これは、その發達の初期には、既存の諸方言の上に重ねられる。即ち、平生同郷の人とはその固有の方言で語つてゐる人人が、一方では共通語をも知つて居り、讀み書きの際や公用の際や他地方人と語る際などにはその共通語を用ゐる、といふ状態に在る。然るに、共通語を使用することは、種々の利益を伴ふのみならず、他人に對して自己の教養を示すためにも望ましいことと考へられるので、共通語は固有の方言よりも一層高い價值を認められ、地方人は次第に自己固有の方言を棄てて共通語をのみ用ゐるやうになる。もつとも、文書に共通語を用ゐることは比較的容易であるが、口頭の言語として共通語を自由に使ひこなすことはなかなか困難な業であり、殊に音韻の點に於てさうである。故に、共通

語が廣く使用されるやうになつても、音韻の上にはなほ久しく地方的特色の保存されることが多い。關西人の用ゐる共通日本語、東北人の用ゐる共通日本語には、それぞれ特有の地方的色合がある。又、A. Meillet に據れば、南部フランスの多くの人々は、南部フランス固有の方言は少しも知らず、ただ共通語たる北部フランス語を語り得るのみであるが“e muets”の置き方や、a, o, e の開音と閉音との使ひ分け方に於て、北部の言語とは違つた點を有し、北部では既に y を以て置き換へられてゐる“l mouillé”をなほ保存して居り、r には^(註 4)懸垂音でなく齒音を用ゐる。併し、かやうな地方的特色も、既に全國の政治的文化的中心たる東京なりパリなりの言語が規範と感ぜられてゐる以上、漸次、自覺的無自覺的に消失して、音韻の點でも次第にその規範に接近して行くことであらう。

一般に、郷土の習慣は、その地方出身の人にとつては、その客觀的價値の如何に拘らず、離れ難い親みが有るものである。それ故、彼等は容易にその母語を棄てようとはしない。併し、一面から言ふと、人は、自分の郷土よりも一層高い文化を有する他地方の習慣に慄れ、之を學ぼうとする傾向がある。左の金田一先生の御言葉によつても、その心理の一端を窺ふことが出来る。「吾々東北人が、都雅な中央人の發音に感じる美しさは、奥から出て來る母音のゆかしい響にある。殊に上流婦人などのに於て。」^(註 5)かやうに言語の規範を自己の固有の言語以外に於て感ずることは、即ちその言語の崩壞する第一歩であり、共通語は之を機會として漸次地方語の地位を奪ひ、以て言語統一の要求に應ずるのである。

以上は主として地方語と共通語との關係を例として論じたのであるが、同一方言の内部に於ける個人と環境との關係についても事情に根本的相違は無い。抑、個人の持つ音韻觀念が、同一言語社會に屬する他の人々の發音運動によつて影響され、變化を生ずるといふことは、決して單なる聽覺的受容的な過程ではない。他人の發音を聽くことによつて、心理學者の所

謂類似反應を生じ、自らも知らず識らずそれに似た發音をなすやうになり、かやうなことが度重なるに及んで、つひにはその傾向が音韻觀念の上に固定されるやうになる。聽覺を通じて與へられた隣人の發音運動に對して、かやうに無自覺的に反應を起すことは、社會的動物たる我々には生得的に具はつた性質であり、幼時に於ける發音の習得も、これによつて始めて可能になるのである。我々は、單に感覺として音響を受容するにとどまらず、外部的もしくは内部的反應（共感）によつて、相手の意圖を具體的に理解するのである。さて、我々に對する環境の壓力は強大なもので、社會の大多數の人々の示す傾向には、自分も知らず識らず惹きつけられて行くものである。併しながら、反應は全然無批判的に行はれるものではない。自己の本來の好みに背いた知覺内容に對しては、何となく反應を澁る傾向を生ずること、勿論である。ここに、言はば無自覺的な選擇が行はれる。かかる選擇は、個人的に行はれるのみならず、自然と社會的にも行はれるやうになる。かくて、同一言語社會に屬する人々相互の間には、心理的に影響しあふ結果、自ら或程度の共通な發音傾向を生じ、それが繰り返し知覺され反應される結果、次第に各人の音韻觀念にも影響を與へ、之を或方向へ徐々に變化せしめるに至るのである。

もつとも、同一方言の内部に於ける個人とその環境との關係は、之を地方語と共通語との關係に比べる時、必ずしもすべての點で同一であるといふわけではない。即ち、前者の場合には、後者の場合よりも、影響が一層自然に無意識の間に起つて來るのが普通である。後者の場合には、模倣される言語と模倣者の言語との差異が比較的大きい所から、模倣が概して一層自覺的に行はれるのみならず、新舊兩規範の間に種々複雑な心理的交渉を生ずる傾向がある。B. I. Wheeler の左の記述の如きは、その一例である。「予の故郷の方言で、予は new を [nu'] と發音した。後年になつて、特に注意して話す時及び殊に公の場合に話す時に、予は [nju'] と言ふ傾

向を生じた。[tju'zdi] Tuesday もさうである。これ等の語や他の語と結合して、二重の音心像 [u' : ju'] が心中に生じ、これが一貫して確實に心に顯れるため、齒の破裂音や鼻音の後に [u'] を形造る時に何時でも、一方の [ju'] が出てきて、瞬時どちらにしようかと迷ふ状態を造り出した程である。new, Tuesday の場合ほど度々ではないが、tune, duty, due, dew, tumour, tube, tutor 等の中にも [j] が這入つてくる。しかし、特殊な刺激があるとこの音をこれらの語の何れにも使ふ傾きがあり、最も正確に物を言はうといふ氣持の時には、新音を模倣的に適用する限界を踏み越えて自分勝手にきめた他の韻分まで這入りこみ、[dju'] do や [tju'] two などいふ形を作り出したと氣のついたことさへある。^(註 6)

之を要するに、個々の音聲は變幻出沒定め無きものであつて、何ら恆常的なものを持たない。我々は、かかる定め無き音聲現象を通じて、話手が意圖する所の音韻(又は語形)を把握することにより、始めて比較的に不動な統一的なものに觸れ得て、言語の理解に到達することが出来る。然るに、話手聴手の頭の中に存する音韻状態は、その發生原因となつた個人々々の過去の經驗が必ずしも嚴密には一致してゐないので、僅少ながら常に若干の個人差を生じてゐる。かかる半統一の状態に在る現實の音韻制度は、社會の成員相互の理解を果すためには、未だ完全な機關とは言へない。我々は到底かかる現狀に満足してゐることは出来ない。より善き統一が必然的に要求される。個人言語は、又個々の地方語は、より善き統一へ向つて止揚されずして止むことは出来ないのである。

現今の言語學者の一部の人々は、現實的具體的な音聲の中から個人的又は方言的特色を捨象したものが、即ち國語の音韻である、といふ風に考へ勝ちである。然るに、實際に意識される言語の規範は、斷じてこんな抽象的なものではなく、具體的な理想である。これは、地方語が共通語へ向つて止揚される過程を考へれば、よく分ることである。我々の求める統一と

は、決して、亂雜な現状そのままを、或抽象的概念の中に收容することではない。亂雜な非理想的な現状を止揚して、より善き統一を實現することである。例へば、ドイツに於て、同一言語社會の中で、或個人が〔r〕を用ゐてゐるのと同じ所に、他の個人が〔R〕を用ゐてゐる、とする。かかる場合、民衆は果して「〔r〕と〔R〕とは共に振動音である。振動音といふ共通點が、この『音韻』の性質である。」などと言つてのんきに済ますことが出来ようか。〔r〕と〔R〕との區別が一般民衆にとつて意識されないものならば問題にはならないが、苟くもその差異が意識される以上は、たとひそれが意義の區別に關係を持たなくても、「〔r〕と〔R〕とは一體どちらが正しいのか。」といふことを問題とせずにはゐられない。何故なら、言語は統一を要求するものだからである。言語狀態の完全な統一は、必然的に要求される。併し、それは要求であつて、現實ではない。現實の言語狀態は、亂雜、不統一なものである。この現状を隱蔽して、（機能に關してにもせよ、感覺上の或性質に關してにもせよ、）あたかも完全な統一が現存するかの如く見せびらかす所に、現代の音韻論一般に通ずる缺陷が存する。それは假裝の統一に過ぎない。民衆の言語意識は、決してそんな完全な統一を感じてゐるものではない。完全な統一が現存しなければこそ、民衆はその到來を求めて止まないのである。

亂雜な半統一の狀態に在る現實に對しては、必ず統一が要求される。その統一される方向は、結局、その言語社會に屬する大多數の人々の善しと見る方向に従ふのである。即ち、音韻狀態を統一しようとする努力は、必ず、何らかの意味に於て、自己の現實の音韻狀態に比して同等以上と見えるものを目標として行はれる。これを私は名付けて「より善き統一」へ向つての努力と呼ぶのである。

この場合、何が「より善き」ものであるか、といふことを決定する標準は、客觀的に存在するわけではない。つまり、その言語を使用する主體が

自ら感じて「より好まし」とするものを、「より善き」ものと稱するに過ぎない。何が「より善き」ものであるか、その標準は必ずしも直ちに明瞭なものであるとは限らない。そこには曖昧も躊躇もあらう、又争闘も存在しよう。例へば、一方に「(r)の方が一層正統的な且明瞭な音だ。」といふ見解が成り立ち得るとすれば、他方には又「(R)の方が一層輕快な且發音容易な音だ。」といふ見解も存在し得る道理である。かやうな争闘に對して終局の判決を與へるものは、結局は、その社會の代表的な思想潮流である。

かかる「より善き統一」への向上は、民衆の絶えず望んで止まない所であり、現に着々努力し實現しつつある所である。併しながら、一面から言へば、却つて言語の統一を破らうとする諸勢力も少くない。音韻方面では個人の獨創の働き得る餘地は極めて小さいが、而も、個人々々の素質と環境が完全に同一であり得ない限り、新に生れて來る子供たちの頭の中に成立する音韻觀念が互に嚴密に同一のものたり得ないことは、永久に免れ得ない所である。且、いづれの地方でも、既存の言語社會の中へ新しい成員が他から絶えず入り込むことにより、言語の統一は常に破壊されつつある。年々全國から大量の民衆の集る東京のやうな大都會では、殊にさうである。けれども、その言語社會が一つの社會集團としての統一を失はない限りは、唯一の規範が常に要求せられ、「より善き統一」への努力が絶えず續けられる。然るに、地理的・政治的又は階級的な隔離などによつて、集團そのものの統一が破れ、二つ又は三つ以上の群に分裂する場合には、規範の統一も亦従つて破られる。かくて、新に成立した各集團がそれぞれ獨特な規範を要求し、この各の規範を目ざして「より善き統一」への努力が行はれることにより、各新集團にそれぞれ個性ある社會文化が生み出されるのである。

*

*

*

第五編 音韻の二重性格

そこで、最後に徹底的に考へて見たいのは、「音韻とは何か。」といふ問題である。これには、立場によつて、二つの相異なる考へ方が可能である。即ち、第一は「音韻それ自體」として見た音韻であり、第二は「音韻觀念」として見た音韻である。

さきに「音韻觀念」編に於て、私は、思索の一段階として、假に「音韻觀念」と「音韻それ自體」とを同一視した。併しながら、嚴密に言へば、これは正確な見方とは言へない。何故なら、「音韻觀念」は、變幻出沒定め無き音聲表象とは違つて、一定不變の對象として思念される、とは言ひながら、而も結局はやはり個人の頭の中に發生した主觀的信念である。既に主觀的信念である以上は、その性質は一定不變と信ぜられてゐても、やがては否定され得るものであり、一から他へ移り得るものである。「音韻それ自體」として言主に信ぜられてゐるその地位にふさはしい客觀的實在ではない。我々は、音韻狀態の歴史的變遷を考察するにつけて、この矛盾をいよいよ深刻に感ぜざるを得なかつた。この矛盾こそ、即ち此の編で扱ひつつある所の「音韻の二重性格」である。音韻それ自體は個人を超越した實在なるべき筈であるのに、同一言語社會に屬する人々の中でも、甲の持つ音韻觀念と乙の持つ音韻觀念とは相一致しないのである。それは、あたかも、同一の A 氏といふ人を、甲は善人として記憶し、乙は惡人として記憶してゐるやうなものである。又、同一の櫻といふ樹についても、小兒の頭に在る櫻の觀念と、植物學者の頭に在る櫻の觀念とは、大いに相違してゐる。同一の日本といふ國についても、日本人の持つ日本の觀念と、實情に通じない外國人の持つ日本の觀念とは、大いに相違してゐる。かやうに、對象たる同一の實在についても、各人の頭に持つ觀念はいろいろ違つてゐるのである。それは、畢竟、同一の對象に關する經驗の、質的量的差異（純不純、正確不正確、明瞭不明瞭、深淺等の差、或は着眼點の相違など）によるものと言はなければならない。但し、同一對象について各人

の持つ觀念は違ふが、その背後に存する對象は同一の實在でなければならぬ。勿論實在それ自體は結局不可知的なものであるが、種々さまざまな各人の經驗の背後に同一の實在が横はつてゐなければならないといふことは、我々の思惟の要求である。既に對象たる實在が同一である以上は、それに関して各人の持つ觀念も、各人各様であつてよいものではなく、理想としては互に一致すべく要求されてゐる。併し、この理想は未だ實現されてはゐない。例へば、實在の神は、時空を超越し個人を超越した唯一のものでなければならない。然るに、神に關する觀念は、人により時代によつて實に種々さまざまである。我々は、ここに於て、「實在の神」と「神の觀念」とを區別する必要がある。即ち、信仰の立場から言へば、神は萬人の神にして唯一のものでなければならない。この場合の「神」は、「實在の神」を指してゐる。然るに、一面から言へば、舊約の神は怒りの神、新約の神は愛の神と稱せられる。又、中世人の神觀と近代人の神觀とは相違して居り、現代でも舊教の神觀と新教の神觀とは一致しない。否、同じ新教の中でさへも、信者の懷く神觀念は、宗派毎に違つて居り、或は個人毎に相違してゐるものとも言へる。この立場から言へば、個人毎に異なる神を拜して居り、従つて、世上に存在する神は實に無數であると言ふことが出来る。但し、かく言ふ場合、その言ふ所の「神」は、「實在の神」を指してゐるのではなくて、「神の觀念」を指してゐるのである。既に「實在の神」が絶對唯一のものである以上は、「神の觀念」も亦、個人によつて異なるべきものではなく、理想としてはすべて相一致すべきものである。併し、遺憾ながら、この理想は未だ到達されず、各人各様の神觀念を抱懷してゐるといふのが現状である。そもそも、神は時空を超越した實在であり、従つて、「神の歴史」などといふものは存在し得ない。存在し得るものは、「神觀念の歴史」であり、「神に關する思想の歴史」である。それと同様に、實在としての音韻は時空を超越したものであるから、「音韻の歴史」

といふものは本來有り得ない。所謂「音韻史」は、畢竟「音韻觀念の歴史」であり、「音韻思想の歴史」である。私は上に屢現實社會に於ける音韻狀態の不統一を説いたが、それは、言ふまでもなく、「音韻それ自體」の不統一ではなくて、音韻觀念の不一致、音韻思想の不統一を意味するものである。換言すれば、音韻に關する各人の信念の不一致である。現實に於ては、音韻觀念は人毎に相違してゐる。併しながら、音韻それ自體は、個人々々の經驗を超越した實在として、同一言語社會に屬する萬人に與へられてゐるものである。従つて、音韻の觀念も、亦、人毎に相違すべきものではなく、同一言語社會に屬するすべての人を通じて同一なるべく要求されてゐる。この要求は、あらゆる時代のあらゆる社會に等しく存在してゐる。あらゆる社會のあらゆる人々は、皆、現實の不満足な音韻狀態（音韻觀念の狀態）を止揚して、眞の音韻に到らうと努力しつつある。所謂「より善き統一」への努力とは、即ちこれに外ならない。然るに、眞の音韻それ自體は、人類に言語あつて以來幾千億の人々が絶えず摸索し追求してゐるにも拘らず、未だ何人によつても到達されない。かくて、音韻は、永久に我等の經驗を超越し、絶えざる追求の對象として音韻史を指導しつつあるのである。

註（１）「音韻觀念」編第一章に於て、私は音韻を貨幣（貨幣そのもの）に譬へたが、同じ比較を今ここに適用すれば、フランス語やドイツ語に於て〔r〕と〔R〕との二つの音韻が並用され且等價値に通用してゐることは、ちやうど、舊制によつて鑄造された一錢銅貨と、新制によつて鑄造された一錢銅貨とが、同時に並用され且等價値に通用してゐるのと同じことである。舊制の貨幣と新制の貨幣とは、品質や重量や大きさや模様は全く相違してゐても、社會的約束により全然等價値に通用するのである。

（２）Beauharnais 家は、フランスの貴族であつて、革命當時には多くの著名な人物を出した家である。國民議會の議長として又革命軍の將軍として聞えた子爵 Alexandre は、その妻 Josephine と同じく、西インド Martinique 島の生れであつた。さしも名聲赫々としてゐた彼にも、やがて失脚の時は來て、1794年八月二十三日終に死刑に處せられるに至つたが、その後僅か四日にして Robespierre 政權が倒れ、所謂督政官政府が成立して、世はここに反動時代に

入った。寡婦 Josephine は、1796 年に Napoleon Bonaparte と再婚したが、後 1804 年遂にフランス皇后の位に昇った。Alexandre の娘 Hortensia は、Napoleon の弟であるオランダ王 Louis Bonaparte の妃となつた人である。又、Alexandre の子 Eugen は、Napoleon 帝政下にイタリヤ副王となり、後には Leuchtenberg 公となつた。なほ、Alexandre の兄 François (侯爵) 及び従兄 Claude (伯爵) は、共に革命當時の國民議會議員で、前者は熱烈な王黨員として知られ、後者は Napoleon 帝政時代に元老院議員に任ぜられてゐる。

- (3) “Les incroyables” と稱せられたのは、督政官時代 (1795—1799) に於ける一派の粹人たちであつて、一風變つた服裝をなし、物の言ひ方にも獨特の流儀があつた。彼等の發音の顯著な特色の一つは、r を發音しないことであつたといふ。
- (4) A. Meillet: *Les langues dans l'Europe nouvelle*, 2. éd., 1928, pp. 86—87.
- (5) 金田一京助先生「北奥方言の發音とそのアクセント」(『音聲の研究』第五輯, 昭和七年) 3 頁。
- (6) 此の記述は *Transactions of the American Philological Association* 32, 1901, p. 14 に載つてゐる由であるが、私は未だその原書を見てゐない。今は、O. Jespersen: *Language, its Nature, Development and Origin*, 1922, pp. 293—294 から再引用した。但し、譯文は市河三喜・神保格兩先生譯「言語、その本質・發達及び起原」(昭和二年) 543—544 頁に據り、卑見を以てそれに多少の訂正を加へたものである。
- (7) 「音韻變化の進行過程」編第三章に於て、私は之を各個人の持つ道德的信念の不一致に比較した。

昭和十五年十二月 十 日 印 刷
昭和十五年十二月 十 五 日 發 行
昭和十七年 一 月 十 五 日 再版發行
音 韻 論

㊦ 定價 參圓五十錢



著 者 有 坂 秀 世

東京市神田區神保町一ノ一

發行者 株式會社 三省堂

代表者 龜井 豐治

東京市蒲田區仲六郷一ノ五

印刷者 株式會社 三省堂蒲田工場

代表者 今井 直一

音韻論

發行所 株式會社 三省堂
本社 (東京市神田區神保町一ノ一)
支店 (大坂市西區阿波座下通二ノ六)

大

日本出版文化協會會員 登錄番號 第一一五〇一號
配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

波多野完治著
 改訂 文章心理學
 増補 表現價值
 フォールス判 三・〇〇
 四〇〇頁 函入 二・四

波多野完治著
 文章心理學の問題
 A 三・三〇
 三四頁 判 二・四

高岡高前教授 大熊信行著
 文藝の日本的形態
 フォールス判 一・五〇
 二四〇頁 函入 二・〇

廣島文理大助教授 山本忠雄著
 文體論研究
 二四六判 函入 二・〇〇
 二三八頁 入 二・〇

有坂秀世著
 音韻論
 A 三・五〇
 三四四頁 函入 二・四

魚返善雄編
 大陸の言語と文學
 二四六判 函入 二・二〇
 二七四頁 入 二・〇

三 省 堂 刊

市河三喜著 英語學 研究と文獻 四六判函入 二六二頁 定價二・〇〇 送料〇・九〇	小林英夫著 言語學 通論 ノ一七二判函入 定價二・〇〇 送料二・四〇	小林英夫著 言語學 方法論考 八〇判二函入 定價七・〇〇 送料三・二〇	小林英夫著 言語と文體 體 四六判函入 五〇六頁 定價三・二〇 送料二・四〇	小林英夫著 言語研究 態度篇 二菊三判〇函入 定價二・八〇 送料二・四〇	小林英夫著 言語研究 問題篇 三菊二判六函入 定價三・七〇 送料二・二〇
---	---	--	---	---	---

三 省 堂 刊

石川 林四郎著

近代英詩選

B 六判・三九八頁

定價二・八〇 送料・一四

夜鶯・郭公・雲雀等を主題として詠じた詩、鳥や馬に關する詩に分類し、そこに輯録せる詩人は、現代詩の父祖たるブラウニングを始め、ワーズワース、クーパー、ロゼッティ等數十名を收めてゐる。ブラウニング註釋の世界的權威たる著者の名に背かず、興趣深きもの。ブラウニング詩譚は、その他藝術の愛の小篇等、英詩に興味をもつものに限らず、英語に志し英文學を語るもの必讀の名著である。

三 省 堂 刊